

原子力事故再発防止顧問会議提言（案：11月29日時点） に対するコメント

1. はじめに（今回の事故から得られた教訓と課題）

（今回の事故と信頼の失墜）

- 原子力安全行政に対する国民の信頼は地に墮ちた。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の機能を破壊し、我が国で初めて放射性物質を大量に放出する過酷事故（シビアアクシデント）を引き起こした。
- 今回の事故は、一部地域のみならず、日本全国、世界全体に影響を及ぼす、巨大複雑系社会経済システムに発生した事故であった。
- 原子力発電所の安全を確保する上での第一の責任は事業者である東京電力が有するとしても、政府は、原子力安全規制を担う立場からこのような過酷事故を防げなかったこと、国民の生活や環境の破壊を含む被害の拡大を防ぐことができなかったことを真摯に反省する必要がある。
- 政府及び事業者の双方において安全対策の有効性に対する過信・慢心があり、閉ざされた組織の中で新しい研究成果等を取り入れることを怠り、我が国の原子力発電所では過酷事故は起こらないという思い込みで捉われていたのではないか。
- これが、地震と津波を発端とする過酷事故を引き起こしてしまったのではないか。
- また、過酷事故が現実のものとなってからも、混乱回避を優先する政府の消極的な情報発信は、国民の不信と不安を増幅させた。
- 事故による放射性物質の環境への大量放出は、多くの人々の暮らしとコミュニティを破壊し、故郷を奪い、長期にわたる避難生活を余儀なくした。
- さらには、日本だけでなく、全世界に対しても、放射能汚染に対する恐怖、原子力に対する不信を募らせることになった。
- にもかかわらず、被災地の復旧作業等は決して順調とは言えず、避難した被災者の多くは帰還の見通しが立っていないうえ、福島県など広い地域で社会生活に多大なる支障が生じていると同時に、政府と東京電力による損害賠償の手続きは被災関係者の将来への不安を軽減するものとはなっておらず、政府として、対応の加速がますます求められている。（井川注；この認識なしには、被災者に納得してもらえない提言とは到底なり得ない）

(政府の基本方針のスケジュールへの考え方)

- ・もとより、原子力安全規制組織等の改革は、今回の事態に関する徹底した検証に基づく必要があり、これについては、現在、政府や国会の事故調査・検証委員会が活動中である。
- ・その意味で、8月時点における政府の方針決定は、いささか早すぎるとの意見はあるが、現存する原子力発電所については、稼働の有無を問わず、徹底した安全規制がなされる必要がある。
- ・しかし、その中心的な担い手や規制の仕組みを、現行のまま、すなわち、国民の信頼を失った状態のまま存続させることはできない。
- ・このような観点からは、短期的に対処すべき課題と、中長期的に取り組むべき課題を明確に区分することが合理的であり、その意味で、政府が、規制と利用の分離を含む原子力安全規制組織の抜本的な改革を喫緊の課題と認識し、その作業を急いでいることには、相当の合理性があろう。
- ・ なお、新たな規制組織を構築したからといって、今回の事故を防ぐことができなかった規制関係者を含め、原子力エネルギーの利用に関わってきた当事者は、過去の責任から免罪された訳ではないことを深く認識すべきである。(井川注；この試案からは、規制当局を環境省に移せば禊が済む、とのトーンが感じられる。被災者が最後の一人まで元の生活に戻れるまで、重い責任を負い続ける、との覚悟が、提言のどこかにあるべきだろう)

2. 原子力安全規制組織等の改革の基本的な方針

(3) 「危機管理」体制の整備

- ・ 今回の事故の最大の教訓は、大規模事故が実際に起こったときの備えが欠けていたということである。
- ・ その第一が、事故の拡大防止や早期収束に向けた対策(いわゆるオンサイト対策)を的確に行うことができなかったこと、すなわち、事業者及び規制機関の準備不足である。
- ・ 第二が、住民避難等の安全対策の実施や情報提供とこれに必要な国・自治体・事業者間の連携(いわゆるオフサイト対策)が十分でなかったこと、すなわち、実力組織(自衛隊、消防、警察等)その他の関係機関との連携の問題を含め、政府全体としての準備不足である。
- ・ このそれぞれについて、抜本的に見直し、内閣の責任の下、迅速に意思決定を行い、実力組織(自衛隊、消防、警察等)の支援も得て政府の総力を結集した危機対応が可能となる組織体制を整備することが必要である。

- そのためには、新しい原子力安全規制組織と他の行政機関の役割分担の明確化や実践的な防災体制の整備等のソフトの対策、機能的な防災ネットワークの構築・維持を含むハードの対策の両面から取り組むことが求められる。
- 今回の事故の反省を踏まえれば、こうした「危機管理」体制は、整備しておけばいい、というものではなく、同時に、これ加えて、現実には公衆に影響が及ぶ事故が起きた時を想定し、政府としての責任、対応について明確にしておくことなしには、国民が今後、原子力エネルギーの利用に同意することは決してない、ことも銘記すべきだろう。(井川注；危機対応を記述しながら、現実には起きた後のことに触れていないのは、あまりにも被災者への配慮が足りない。しかも、現状の記述では、これまで方針と変わるところがない)

(6) 情報の公開と「透明性」の確保

- 迅速かつ正確な情報公開、平時の行政活動を含む意思決定プロセスにおける透明性の確保を通して、国民の信頼を醸成することが重要である。
- 国民の安全に直結する重要な情報は、速やかに情報を公開すべきである。
- 原子力事故に際して情報が錯綜し、行政部内における連絡・調整や、情報の整理・確認等の対応に追われて必要な情報の公開が滞ることのないよう、情報公開の運用体制については、あらかじめ整備をしておくことが望まれる。
- また、原子力起因の放射能汚染への国民の不安に的確に対応するため、原子力のリスクを把握し、国民にわかりやすく伝える能力を確保することが必要である。
- 加えて、今回の東京電力の事故の収束に関する情報、ならびに、今後、極めて長期にわたる放射能汚染による影響、汚染地域のリスク軽減措置などについても、真摯に情報を発信してゆくことなしに、今後の原子力エネルギー利用に理解を得ることは不可能、との認識を持つ必要がある。

3. 具体的な対応策

(環境省の下に設置することへの考え方)

- これとは別に、原子力安全庁（仮称）を環境省の下に設置する意義理由（井川注；原子力規制が独立の組織に担われている国際的な動向を踏まえれば、むしろ少数派であることを明記すべきであり、意義、は言い過ぎである）についても、考え方の整理が必要な論点と言える。
- 上記の通り、国際動向を記載すべき
- 環境省は、これまで、地球温暖化対策を推進する観点から、政府一体となった原子力政策に依存していたという事実は受け止めなければならないものの、原子力

行政を直接担ってきたわけではない。

- ・ 今回の事故による放射能汚染、すなわち、最大の環境問題に対しては、土壌等の除染を通して最前線で取り組んでいる組織でもある。
- ・ 環境省は、これを含め、廃棄物行政を一義的に推進する立場にあるが、一方でまた、環境省は、規制機関として環境汚染に対する規制行政についての多くの経験も・実績を有している。(井川注；環境省が推進官庁であることを明記。さらに、全体を客観的な記述とすべきである)
- ・ さらには、I A E Aの基本安全原則においても、放射線の有害な影響から人と環境を守ることが原子力安全規制の基本安全目的とされている。
- ・ 放射能汚染という環境問題に対処するために、限られたリソースを一元化して集約していくべきと考え、環境省が原子力安全規制行政を担うことについて十分な意義理由を見出すことができよう。

(1) 「規制と利用の分離」による信頼される規制機関の設置

(審議会の機能と業務)

- ・ 原子力安全審議会（仮称）の最大の役割は、第三者的な見地から、原子力安全規制行政の全体をチェックし、規制行政の独立性を担保することにある。
- ・ ただし、日常的に組織を活性化し、運営する方策を整備しなくては、現場や現実を踏まえた役割を果たすことができないことに留意すべきである。(井川注；前回、指摘した通りである)
- ・ このような観点から、原子力安全審議会（仮称）の具体的な業務としては、原子力安全行政について調査審議し、原子力安全規制が実効性を有しているか、常に改善がなされているかをチェックするものとすべきである。
- ・ これに加え、中立的な立場から原子力事故やその被害の原因を究明するための調査を行い、行政機関や事業者に改善を促す機能を付与することが考えられる。
- ・ 一方、チェック機関たる原子力安全審議会（仮称）は、自ら関与した許認可を客観的に見るのは容易ではないため、個別の許認可に関与すべきではないであろう。
- ・ 名称については、政府方針に示された審議会組織である原子力安全審議会（仮称）ではなく、機能と業務が明確となるよう、原子力安全規制調査会や、原子力安全規制委員会とすべきという意見もあった。
- ・ 審議会の業務についても、安全研究の方針決定や、人材育成の司令塔としての役割付与、行政官からなる安全庁の業務「監視」という強い権限を持たせる、などの意見もあった。

(2) 原子力安全規制の「一元化」による機能向上

(一元化の方向性 (一貫した安全規制、3S))

- 政府の原子力安全行政の実効性を担保するため、原子力安全行政を原子力安全庁（仮称）に一元化し、一体的な行政実務（指針・基準策定、審査、検査、危機管理、モニタリング、研究、研修）を執行することが望ましい。
- 原子力安全規制については、発電用原子炉、試験研究用原子炉、研究開発段階原子炉、船舶用原子炉等のすべての原子炉、核燃料物質の使用、加工、使用済み燃料の貯蔵、廃棄、再処理を含むあらゆる施設の原子力安全規制業務を原子力安全庁（仮称）に一元化する。
- これは、計画段階、設置許可段階、建設段階、運転段階、廃止措置段階といった上流から下流まですべての段階における原子力安全規制を含むものである。
- また、原子力安全と放射線安全を一元化し、双方の規制能力を常に向上させ、国民からの信頼を確保していくことが重要であると考えられる。
- 原子力安全の一元化が目的であれば、放射線審議会も原子力安全庁（仮称）の所掌にすべきであるという意見もある。
- 核テロ対策などの核セキュリティ確保のための基本的な方針の策定、事業者の監督、治安機関との連携その他の対策については、政府の基本方針のとおり、原子力安全庁（仮称）が担うべきである。
- 核不拡散の保障措置業務については、原子力安全行政の一元化という国際的な動向を踏まえることを前提に（井川注；国際動向ではない。事実の歪曲は困る。原子力利用の主要国では保障措置を推進当局に置いている国も多い）、いわゆる原子力の3S（安全規制、核セキュリティ、保障措置）を原子力安全庁（仮称）が一貫して担うことが適当であるとの意見と、原子力委員会が平和利用や核不拡散を担当すること、保障措置業務は対国内事業者よりも対IAEAなど対外的な視点が重要視されるために、安全規制とは異なる観点からの取組が必要であるとの意見があった。

(一元化についての指摘 (モニタリング、安全研究等))

- 政府の基本方針によれば、例えば放射線モニタリングの業務について、原子力安全庁（仮称）が司令塔機能を担うこととなるが、実施機能については十分に移管されず、実施部門が司令塔の指示の下で実効的に機能するか懸念が示されている。
- さらには、原子力安全庁（仮称）が原子力安全研究をリードし、研究予算の配分権限を確保することが重要である。
- これに関連し、原子力の推進に係る研究開発から原子力安全規制に政策の重点を

移すという観点から、研究開発予算から安全研究予算への抜本的なシフトを進めるべきとの意見もあった。

- 原子力安全に関する予算・法律・人材が一体となって、原子力安全庁（仮称）が責任を持って担うことができる実効性のある体制の確立が望まれる。
- この他、原子力損害の賠償については、（井川注；「考え」の根拠が全くない。本来の性格とは何か。詳細に明記することなしに断ずるのでは困る。原賠法の条文を見ると政府による事業者への立ち入りなど規制当局と業務が重なっている）現実には、大規模な原子力災害が発生し、多数の被災者が出た現実を踏まえ、危機対応、被災者の健康管理、汚染地の放射線規制と解除など、の業務が発生することを考えれば、本来の性格として原子力の推進を担当する行政機関が担当すべきと考えられる一方、原子力の安全規制を担当する行政機関が担うのが望ましいとの意見もあった。

（3）「危機管理」体制の整備

（井川注；）（事故後の対応）記載すべきである。

- 政府として考え方を整理すべきである。
- 今回の事故の被災者に対する支援についても記すべきである。
- 被災地の復旧についての考え方を記すべきである。

（4）組織文化の変革と優れた「人材の育成」

（国際的な研究・研修機関の構想）

- 実効性のある原子力安全規制を実現するには、質の高い人材の確保・育成が不可欠である。
- ただし、質の高い人材は一朝一夕で育成できるものではなく、中長期的な課題として、時間をかけても着実に推進していくべきものである。
- 特に、規制の質の向上、検査官の処遇及び質の向上、研究・研修体制の充実については、三位一体となって進めていくことが極めて重要であり、これを原子力安全庁（仮称）の最重要の中長期的な課題と位置付け、原子力安全審議会（仮称）の監視の下で、しっかりと取り組んでいくことが望まれる。
- その第一歩となる人材育成の体制を立ち上げるため、原子力安全研究と研修の相乗効果を通して科学的・技術的専門能力の高い人材の育成を可能とし、さらには国際展開や国際的なネットワーク作りにも貢献する国際的な研究・研修機関の構想（国際原子力安全研修院（仮称）の設置）を具体的に実現検討（井川注；実態

がわからないので「実現」までコミットできない。天下り組織を増やすことにな
るのは困る。海外の機関への留学、研修などでも同じ役割を果たすことは可能)

することが望まれる。

- この研究・研修機関の実効性を高めるため、今回の事故現場における事故対応を通して学習していくべきであること、独立行政法人放射線医学総合研究所との連携・協力等により低レベル被曝等について国際的に最先端の研究を行うこと、国際機関化等により国際的に開かれた体制にすること等の意見もあった。

(原子力安全研究と人材育成の有機的な連携)

- 原子力安全研究と人材育成の有機的な連携を進めることは、質の高い人材の育成に向けた次の段階の中長期的課題である。
- 大学、研究機関等との連携を深め、原子力安全研究や原子力安全行政を担う人材育成に向けての体制を構築する。
- 具体的には、原子力安全研究については、原子力安全庁（仮称）が安全審議会と協力して（井川注；安全審議会の業務関与を増やすべきである。そうでないと本当に「仙人」の機関になる）ロードマップを策定し、独立してその予算を採配し、重点的な研究の方向性を提示する。
- また、大学の原子力工学の教育体制が劣化している現状を踏まえ、専門家のネットワーク化、国全体として多様な人材確保のグランドデザインを構築していくことも望まれる。
- この他、原子力以外の安全に関係する他分野（例：航空、鉄道、医療など）とのキャリアパスや連携体制を構築し、その知見を取り入れていく仕組みの構築も重要である。
- また、原子力安全規制及び危機管理の業務を現場で担う原子力保安検査官、原子力防災専門官の能力を向上させる取組も中長期的に継続して実施していく必要がある。

(5) 実効性のある「新安全規制」の強化

(原子力安全規制の安全目的)

- 原子力安全規制の安全目的としては、IAEAの基本安全原則に準拠し、放射線の有害な影響から人と環境を守ることを最優先に考える必要があり、科学技術水準に照らして適切な安全対策が取られていることを確保し、放射性物質の大量放出につながるような過酷事故（シビアアクシデント）を起こさないことを目的する。

- すなわち、原子力事故の未然防止策を充実する一方、万一どうしても防ぎきれない事故が起こったとしても、放射性物質の大量放出を引き起こすことがないよう、事故の拡大防止・緩和策を徹底することが重要である。
- 放射性物質が放出される事故が万が一起きた場合も、速やかな公衆の避難などが的確に行われ、さらに、被曝などの影響の防止が長期にわたり、確実になされ、生活の補償、回復が速やかに可能となるよう、あらかじめ対策を講じておくことが必須である。(井川注；ここがないと、これまでの安全規制の考え方とあまり変わらない。公衆に大規模な影響が及ぶ事故は起きてはならないが、現実には起き得る、という前提で安全庁は業務に当たるべきである)
- また、このような目的を規制要件に反映させるため、現行の原子炉等規制法の原子炉設置許可の要件を改正すべきであるとの意見もあった。

(審査・検査制度の見直し)

- 中長期的な課題として、審査・検査制度の見直しにより、原子力安全規制の実効性・効率性を継続的に一層高めていくべきである。
- これまでの審査・検査については、形骸化・官僚主義による非効率性、安全に正面から取り組むに当たっての実効性の欠如が指摘されており、第三者認証制度の活用など、実質論に即した規制の合理化を行うことが重要な課題となっている。
- また、検査の実効性を高めるため、検査官が原子力発電所のサイトで必要な情報にいつでもアクセスできる権限を付与することも考えられる。
- 緊急時においては、規制を行う者が原子力発電所の現場や電力会社に入っていくような仕組みを作ることも重要である。
- 最新の知見に基づく審査・検査を実現するためには、安全論の世界的進化（例：リスク評価への市民参加、動的な環境変化に対応する新しい工学の考え方）について調査をし、必要なものは取り込んでいく不断の努力が求められる。
- 中長期的な課題として、安全庁の審査・検査が、法に基づいて公正中立に行われることを担保するために、特許庁などにある「審判制度」のような制度についても検討すべき、という意見もあった。(井川注；前回に述べたことです)

座長試案に関する意見

井川

以下のような意見もあった、と報告書に盛り込んでいただけると幸いです。

1. 短期的、中長期的の書き分けについて

前回申し上げた通り、事故収束も、原因調査もまだです。

従って、何度も申し上げている通り、大風呂敷を広げることなく、事故収束、さらに当面の安全向上に資するものに限定して、新体制へ、円滑な移行を目指すべきです。

安全庁が当面引き継ぐべき業務としては、①現在の保安院機能、②放射線モニタリング、③賠償の3点、です。これを監査し、事故・インシデントを調査し、安全研究を担う組織として、一定の権限を持つ原子力安全審議会を設けるべきです。

その他の業務については、中長期観点から移行や統廃合などを検討すべきです。くどいのご批判を恐れずに申し上げますが、理念先行で手広くやると、結果として、実効性ある組織になりません。座長試案の「基本的な方針」の中にも、全ての項目で、この考え方を盛り込むべきだ、と考えております。

賠償については、これまで議論になっておらず、前回の会合でも話すことができなかったため、以下に説明します。また、原子力安全審議会についても試案を記します。

2. 賠償について

事故収束と並ぶ重要な問題であることを否定する人はいないはずですが。現在は文部科学省が担当していますが、今後もこれを継続するのは、人、組織の両面で無理です。

環境省は、こうした環境汚染への対応について知見があります。すでに積極的な姿勢を示しています（参考2）。欧州でも、賠償問題は、規制の課題として取り上げられています（参考2）。これを踏まえれば、賠償は安全庁、環境省が所管すべきでしょう。

3. 原子力安全審議会

前回も申し上げた通り、現場から距離を置いた「仙人」集団を設けても、原子力の安全向上にはつながりません。日頃から事業者や規制など、現場の状況をつぶさに把握し、重大事故に至るようなインシデントの発見に努め、行政官が行う日常の審査・巡視点検・検査実務の質向上に目を光らせる、強力な組織である必要があります。

具体的な業務としては、安全庁の監査に加え、事故・インシデントの調査、安全研究の実施、調整の3本柱を考えるべきです。

このために、座長試案に加えて、「委員（国会同意人事を経て任命）」を支えるしっかりとした事務局体制を設け、環境省や、行政官の集まりである原子力安全庁本体とは距離を置かなくてはなりません。

事務局としては、「運輸安全委員会」にならい、指定職2名（事務局長、審議官）、事故調査官グループ（複数）、参事官部門（事務局活動の企画・立案等）及び総務課（総合調整、人事、会計等）を置く案が考えられます。

事故調査官は高度な知識・技能を備えた人材とすべきです。

さらに、各委員の手足として、自らが選任し、委員毎の個別の活動を独立的に支える役割の技術顧問（定員外非常勤職員：保安検査官経験者やプラントメーカーの設計技術者などから任用）を設けることも必要です。

4. 独立性、人事について

前回は申し上げた通り、環境省は、廃棄物問題では事業推進官庁です。過去にチタン廃棄物の問題などがあり、万が一にも国民に疑念も生じさせないように、放射性廃棄物の規制を担う安全庁については、環境省から独立した人事体系が必須です。

5. 中長期問題で重視すべき点

重要な論点は多数あります。このうち、特に4点を以下に述べます。

①安全庁の職員は、給与などで待遇向上が必要です。そうでなくては、優秀な人材は集まりません。報告書では、米、英の人材確保策の事例を具体的に紹介し、中長期的に、この問題を真摯に検討することを求めるべきです。

②同時に、最先端の国際知見を学ぶための海外長期研修も必須です。

③安全庁を、審査料などに基づく特別会計で運営することも検討すべきです。日本では特許庁が採用しています。米国はすでにこの方式で、英国も採用を検討しているとのことです。これにより、柔軟な人事待遇に加え、10年程度の任期付職員の採用、なども可能になるはずです。中長期的に、真剣に検討すべき課題です。

④最後に、前回は申し上げた「審判制度」の導入について、上記とあわせて、委員より意見があった、と紹介していただけるよう、お願いします。原子力規制は、現在、法律に基づく規制とは言いがたい事例が数多くあります。法律に基づかない指示等も乱発されています。法律に基づく規制の実効性を担保し、規制の線引きの曖昧さを解消するには、審判制度は重要ではないか、と考えます。

以上

賠償に密接に関連する業務について環境省は積極的

読賣新聞

2011年(平成23年) 11月24日 木曜日

原子力安全庁

原発健康被害も対処

来春 被曝監視や疫学調査

東京電力福島第一原子力発電所事故で飛散した放射性物質を原因とする住民の健康被害への対応について、政府は環境省の外局として来春4月に発足する原子力安全庁(仮称)の所管とする方針を固めた。水俣病問題の解決を同省が担った経験を踏まえ、安全庁の役割を強化する。ただ健康被害については不明な部分が多く、今後長期間にわたるデータの収集や調査を行い、住民が国を相手に訴訟を起こした場合にも対応する。

安全庁が担当するのは、①住民の放射線被曝量の継続的監視②データベース化を前提とした疫学調査③人体への影響に関する調査研究④放射線防護に関する環境基準の設定―など。福島県は県内に事故当時在住していた18歳以下の全員にあたる約36万人を対象に、生涯にわたる甲状腺の検査を始め、こうした調査への助言や協力を行う。安全庁の業務は、これまで原子炉の規制や事故が起きた時の緊急対応を中心に検討されてきた。今回の方針は、原子力行政の規制官庁として来春4月に約500人規模で発足する。原子力行政の推進と規制を同じ経済産業省が管轄していることが問題視され、規制部門の原子力安全・保安院の大部分が移管され、原子力発電所建設の指針を作る内閣府の原子力安全委員会、放射能を監視する文部科学省の司令塔機能などとも一元化される。

◆来年4月に発足する原子力安全庁(仮称)の組織図

環境省(外局) → 原子力安全庁(仮称) 健康被害担当部署

分掌統合

経済産業省(原子力安全・保安院) → 原子力安全庁(仮称)

内閣府(原子力安全委員会) → 原子力安全庁(仮称)

文部科学省(環境モニタリング部門) → 原子力安全庁(仮称)



針はこれをさらに強化する。対策本部(本部長・野田首相)が中心となり、内部被曝調査などを支援してきたが、同本部は事故が収束すれば廃止される。住民の健康問題は、原子力緊急事態宣言を受けて設置された政府の原子力災害補償業務を行っている。また、公害問題を所管する環境省は、水俣病認定患者への補償業務を行っている。また、同本部は事故が収束すれば廃止される。

風評被害に負けない

江戸時代の年貢米輸送に由来する福島県塩田町の恒例行事「水上曳き競争」が23日、町内を流れる久慈川で開かれた。4人1組で大俵3俵を積んだいかだ(計約65kg)を引っ張る競技で、今年は福島第一原発事故の影響で、

【カイル・井上亜希子】大規模な反体制デモが続くイエメンのサレハ大統領と、野党連合の代表者は23日、サウジアラビアの首都リヤドで、大統領権限移譲などを盛り込んだ湾岸協力会議(GCC)の仲介案に署名した。

ロイター通信によると、



イエメン 大統領

NYへ 独

た昨年、患者認定されていない被害者の救済策をまとめ、今春には主な訴訟団体と和解が成立、安全庁でもこうした経験に応用する。ただ、放射能による具体的な健康被害はまだ確認されておらず、発生するかどうかや、発生した場合の性質や規模も未知数だ。このため水俣病と同様に公害として認定するかどうかを含めて具体策は実態が明らかになってからになる。

EUは規制に賠償を取り込む動き (矢印部分)



world nuclear news

REGULATION AND SAFETY

Brussels considers nuclear regulation upgrade

24 November 2011

The European Commission is happy with the progress of stress tests so far, it said in an interim report to the European Council and Parliament, while it has begun to think about recommendations for a "new European nuclear safety architecture."

"Well on track" is how the commission described today the status of the stress test program, for which all 14 EU states that use nuclear power have submitted summaries. Final versions of the reports are to be submitted by the end of the year, at which point a peer-review process will be carried out by expert groups of regulators drawn from across Europe. The entire process should be complete by the end of 2012.

Non-EU states Switzerland and Ukraine are participating fully in the EU program to the same schedule, while there is cooperation with Armenia, Belarus, Croatia, Russia, and Turkey who share the ultimate end-of-2012 deadline. All other major nuclear power nations have similar programs, while smaller countries collaborate in a worldwide safety check.

Regulating regulation

The European Commission said it was "already now drawing the first lessons from the tests" including that "there is no consistency in the handling of safety margins across nuclear power plants in Europe" and there are "no common safety standards or criteria for nuclear power plants in the EU."

"Depending on the final results of the EU stress tests process, as well as on lessons learnt from the Fukushima nuclear accident, an EU-wide set of basic principles and requirements could be envisaged, together with associated minimum technical criteria in the areas of siting, design, construction and operation of nuclear power plants.

EU principles and requirements will have to be reflected in national regulatory actions and decisions and ultimately be implemented by plant operators."

European Commission interim report to the European Council and Parliament on the stress test program

"One of the key lessons learnt from the Fukushima accident is that the effective independence of the national regulatory authorities must be ensured," said the commission.

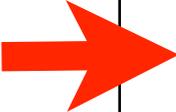
It noted that in some countries regulatory authority was split between different of agencies or government departments. Regulatory power should be "given to a single independent authority", it said, which could be required by EU law to meet certain levels of competency and transparency.

International peer reviews of national regulatory frameworks were recognised, but the commission may recommend broadening these "to include design safety and operational safety of nuclear power plants."

"A range of actors should be involved in finalising the set of recommendations for the new European nuclear safety architecture, including the national regulators, the nuclear industry as well as the scientific and technical community," said the commission. Reductions in the number of standards and regulatory approaches could stand to benefit the heavily regulated commercial nuclear industry that provides one third of the EU's electricity. A working group of the World Nuclear Association known as CORDEL (Cooperation in Reactor Design Evaluation and Licensing) has been campaigning for the harmonisation of safety regulations internationally and for making standardisation of reactor designs possible.

Another aspect that could see attention is the development of nuclear risk management plans in case of an

accident with implications in more than one EU state, or indeed a neighbouring state. This fits with an ongoing EU program of disaster response that will see a "European Emergency Response Capacity" in the form of a "fully functional 24/7 Emergency Response Centre" and a set of contingency plans for a range of disasters, including those with nuclear dimensions.



Lastly, the commission would like to address the "crucial" area of liability in case of a nuclear accident. It noted that a "patchwork" of legislation existed across the continent with states signed up to different versions of the Paris Convention, the Brussels Supplementary Convention and the Vienna Convention - and in various combinations. The commission said it wanted to "improve victim's compensation in the EU, regardless of their country of residence" and reduce any potential for legal differences to distort EU-wide markets.

The European Commission will issue its final report on the stress tests and associated recommendations at the end of June 2012.

Stress tests

Designed to "reassess whether nuclear power plants can withstand the effects of natural disasters, human failures or malevolent acts" the paper-based stress tests subject nuclear power plants to theoretical emergencies combining the most extreme events they may ever realistically face with the loss of all safety systems, one by one. One intention is to identify 'cliff-edge' effects beyond which a serious nuclear accident becomes inevitable.

The tests were inspired by the sheer scale of the Great Eastern Japan Earthquake and Tsunami this year, which triggered an emergency by flooding the Fukushima Daiichi plant to a depth of several metres, disabling the power grid and seriously hampering emergency management with widespread destruction on an unprecedented scale. Within five days, four of the power plant's six reactor units had been destroyed and a significant amount of radioactivity released. Some 100,000 people cannot return home until a major decontamination effort is complete.

*Researched and written
by World Nuclear News*